

令和2年6月8日

保護者 様

水戸市教育委員会教育長

学校において新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応等について

日頃より、本市の教育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市の小・中学校、義務教育学校については、市内における新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、6月8日から通常授業を実施することといたしました。

各学校におきましては、感染拡大防止に十分努めてまいります。学校において感染者が発生した場合等につきましては、下記のとおり、児童生徒の出席停止や臨時休業等の判断を行ってまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応について（令和2年6月8日時点）
（裏面参照）

2 学校への連絡について

学校における感染拡大を防ぐ観点からも、学校関係者の感染（疑い含む）状況を、学校が正確に把握することが重要となります。児童生徒及びその同居者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、PCR検査を受けることとなった場合又は濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校に連絡をお願いいたします。

※ 保健所は、感染者本人に対して、行動履歴等のヒアリング（疫学調査）を実施し、その結果を基に、感染者の「学校での行動履歴の把握」や「濃厚接触者の特定」等を行うため、学校に対して疫学調査の協力を依頼します。

3 海外から帰国した児童生徒への対応について

海外から帰国した児童生徒については、帰国の次の日から起算して14日間は検疫所長が指定する場所（自宅等）での待機を国から要請されますが、その期間は、学校保健安全法第19条に定める出席停止として取り扱います。

検疫所長が指定する場所（自宅等）での14日間の待機の後に、健康状態に問題がなければ登校することができます。

4 その他

(1) 児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないように指導を行ってまいります。御家庭でも重ねての御指導をお願いいたします。

(2) 登校の際は検温を行い、お子さんに発熱等の症状がみられる場合は、自宅で休養させてください。

新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応について（令和2年6月8日時点）

1 児童生徒に感染者等が確認された場合の対応について

(1) 児童生徒に感染者が確認された場合

当該児童生徒に対し，学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。
出席停止期間は保健所又は医師の指示によります。

(2) 児童生徒が保健所により濃厚接触者に特定された場合

当該児童生徒に対し，学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。
出席停止期間は感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。

(3) 児童生徒の同居者が濃厚接触者に特定された場合

保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応します。

※ 教職員についても児童生徒に準じた対応を取ります。

2 臨時休業の判断について

(1) 児童生徒や教職員に感染者が確認された場合の臨時休業

児童生徒や教職員に感染者が確認された場合は，当該学校の全部又は一部を臨時休業とします。臨時休業の期間及び範囲（学校閉鎖，学年閉鎖又は学級閉鎖）については，個別の状況等により保健所等関係機関と相談したうえで決定します。

※ 保健所の指示による校舎内の消毒

児童生徒や教職員の感染が判明した場合は，保健所の指示のもと，当該感染者が活動した範囲について消毒を行い，消毒実施期間は臨時休業となります。

(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業

地域の感染状況が悪化し，感染経路不明の感染者が多数発生しているような場合は，感染者が出ていない学校であっても，臨時休業を行う場合があります。

お問合せ先

（学校給食に関すること・感染症に関すること）

学校保健給食課：電話：306－8627

（学習・生活指導に関すること）

総合教育研究所：電話：244－1331